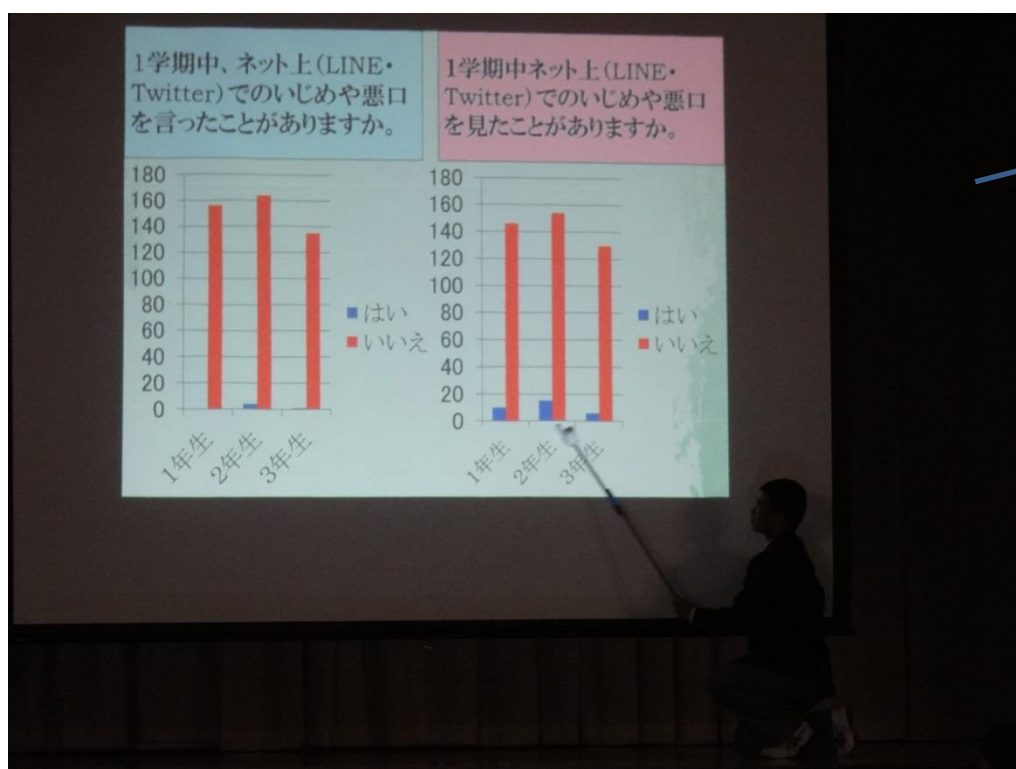


八潮市立八幡中学校

いじめゼロ 基本方針



平成二十六年 度 いじめ撲滅集会より

平成27年9月
八潮市立八幡中学校

「八潮市立八幡中学校いじめゼロ基本方針」

平成27年9月18日『八潮市みんなでいじめをなくすための条例』が制定されました。前文には、条例の目的や考えが示されており、この条例を踏まえ、八潮市立八幡中学校いじめ防止対策基本方針を策定します。

八潮市みんなでいじめをなくすための条例（前文）

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、未来の宝である。

子どもの心身を傷つけ、人権を侵害することとなるいじめは、どのような理由があろうと絶対に許すことのできない卑劣な行為であり、それぞれの子どもが一人の人間として尊重され、その成長が保障される環境を整備することは、全ての者に求められる喫緊の課題である。

本市では、子どもたちが尊い命を大切にし、友達や周囲の人に対する思いやりの心を持ち続けることを誓う「八潮市子ども憲章」を定めるとともに、学校においては、いじめを「うまない、見のがさない、ゆるさない」との強い意志に基づき、「いじめ撲滅3原則」を掲げ、子どもたちが自ら学び、取り組むよう訴えてきた。

いじめは、子ども同士のささいなトラブルに起因して発生し、大人の目の届かないところで行われるなど、どの子どもにも、どの学校にも関係するととも身近で、重要な問題であるとの認識に立たなければならない。

ここに、私たちは、いじめをなくすためには、いじめを行わない子どもを育てることが最も大切であるとの考えの下、子どもたちが安心して生活し、健やかに成長できるまちを実現するため、この条例を制定する。

1 条例の基本理念（第3条）

- 1 みんなでいじめをなくすためには、いじめが全ての子どもに関係する問題であるとの認識に立ち、いじめを行なわない子どもを育てなければならない。
- 2 みんなでいじめをなくすためには、子ども、市、市立学校、保護者、市民及び事業者がそれぞれの責務及び役割を自覚し、連携を強化し、市全体でいじめの防止等に取り組まなければならない。

2 いじめの定義（条例2条）

「いじめ」とは、子どもに対して、一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの様態例（国の定めたいじめ対策による基本的な方針より）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団によって無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする
- 金品をたかられたりする
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3 子どもの役割（第4条）

1 子どもは、いじめについて、互いに考え、共に学び合い、いじめを正しく理解するよう努めるものとする。

（方針）

- いじめとは、何かを理解し、いじめを行わない。
- いじめにつながりかねない、ひやかしやからかいも行わない。

2 子どもは、互いに思いやり、共に支え合い、いじめのない明るい学校生活を送るよう努めるものとする。

（方針）

- 相手のことを考え、優しくし、仲よくする。
- 顔を見ながら言えないことをインターネット等のSNSを使って伝えない。

3 子どもは、いじめを傍観せず、いじめを受けている子どもの立場に立って行動するよう努めるものとする。

（方針）

- いじめを見たら、いじめられている子の気持ちにより沿ったり、相談したりする。
- いじめを見たり、聞いたりしたら、何らかの方法で「いじめはダメ」という意思表示をする。

4 子どもは、いじめを受けた場合には、一人で悩まず、家族、学校、友達又は関係機関等に相談するものとする。

（方針）

- 一人で悩まずに必ず相談する。
- 日頃から、生活ノートで担任の先生とのやりとりを続けていきます。

4 市立学校の責務（第6条）

1 市立学校は、子ども及びその保護者に対し、いじめの防止等について、正しく理解させる教育活動等を実施しなければならない。

（方針）

→ いじめについての授業等を行う。

→ いじめ撲滅のために、生徒の自治的な活動を実施する。

2 市立学校は、子どもがいじめに関する問題等を安心して相談できる環境を提供しなければならない。

（方針）

→ 相談室や保健室を活用する。

→ 担任と生徒が一对一の会話を生活ノートで実施する。

→ 毎月、「心と体の安全点検」を実施して、子どもたちの訴えを拾い上げる。

3 市立学校は、市、子どもの保護者、市民、事業者及び関係機関等と連携を図り、協力して、いじめの防止等に取り組まなければならない。

（方針）

→ 相談体制を構築する。

→ 学校がいじめ防止に対する方針、対策を周知し、理解していただく。

4 市立学校は、学校いじめ基本方針を定めるとともに、必要に応じてこれを見直さなければならない。

（方針）

→ いじめの防止等の取組や年間計画の見直しを行う。

5 市立学校は、校内におけるいじめの防止等に関する情報を共有するとともに、協力体制を構築しなければならない。

（方針）

→ 生徒指導部会、教育相談部会、いじめ撲滅推進委員会を定期的に行い、情報の共有、対策の検討を進めていく。

◎ 第6条第5項に対しての学校におけるいじめの防止等の対策のための組織・会議等
方針 正確な実態把握に基づき、組織を生かし、指導・支援体制を組み、組織的に対応する。

○ 生徒指導部会

内容 ・積極的な生徒指導の取組の検討や事件事故に対する対応を協議する。

構成メンバー

校長、教頭、教務、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、養護教諭

開催頻度等 毎週水曜日の第2校時

○ 教育相談部会

内容 ・不登校対策を中心に早期発見、早期対応を中心に協議し、具体的な対応策を職員に指示する。

構成メンバー

校長、教頭、教務、教育相談主任、各学年教育相談担当、養護教諭
さわやか相談員、スクールカウンセラー。

開催頻度 毎週金曜日、第3校時

○校内いじめ撲滅推進委員会（条例第10条第1項第3号）

内容 ・いじめに関する早期発見のための取組の検討
・いじめに関する早期対応の検討、情報交換。

構成メンバー

生徒指導部会、教育相談部会のメンバーで構成する。

開催頻度 通常は、教育相談部会の中で毎週、情報交換していくが、いじめが
発生した時点で対応を協議する。

5 市立学校におけるいじめの未然防止及びいじめの早期発見のための対策（第10条）

（1）いじめの未然防止のための取組

（いじめの未然防止）

- 1 子どもを対象とした道徳教育、体験活動等の充実を図る。
- 2 子どもの保護者及び市民と連携して、いじめの防止に関する活動を実施する。
- 3 いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうため、校内委員会を設置する。

①学級担任等

- ア 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気学級全体に醸成する。
- イ はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ウ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- エ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- オ いじめの背景にはストレスやその原因となる要因（ストレッサー）等が存在することに着目し、どの子供も安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供できる授業づくりや集団づくりに努める。
- カ いじめを生まないためには、人と関わることを喜びと感じる体験が不可欠である。「面倒だったり、嫌なこともあったりするけれど、他の人と関わることは楽しいし、役に立てたら嬉しい」と感じる場や機会をつくることで加害者になることを防ぐ。そこで、小中一貫教育の交流活動などの取組を通して、他者の役に立っているという「自己有用感」を子供たち全員が感じとれる「絆づくり」を進める。

②養護教諭

- ア 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- イ 社会教育課と連携し「命の授業」（誕生学）を実施する。

③生徒指導担当職員

- ア いじめの問題について校内研修や職員会議等で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。その際、事例研究やロールプレイングなど実践的な指導力を身につける。
- イ 日頃から関係機関等と連携し、情報の共有化に努める。
- ウ 八幡中学校ブロックで、いじめ根絶に向けた取組を行う。

④管理職

- ア 全校集会などで校長がいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成する。
- イ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ウ 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- エ いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。（生徒会による「いじめ撲滅運動」（2学期）の実施。 相談箱の設置など）

⑤「いじめの防止等の対策のための組織」

- ア 名称を「いじめ撲滅推進委員会」とする。
- イ 学校いじめ防止基本方針によるいじめ防止対策について、学校評価に位置づけ、毎年、検証し必要に応じて計画を見直す。
- ウ 定期的に会議を設けるなど、組織が機能するように努める。

(2) いじめの早期発見のための取組

(いじめの早期発見)

- 1 市、子どもの保護者、市民及び関係機関等と連携して、いじめに関する必要な体制を整備する。
- 2 子ども及びその保護者に、積極的にいじめに関する相談の機会を提供する。
- 3 教職員に、いじめに関する相談体制を整備するとともに、研修の機会を提供する。

①学級担任等

- ア 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。
- イ 休み時間・放課後の生徒との会話や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ウ 生徒との面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

②養護教諭

保健室を利用する生徒との会話の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞き、担任に報告する。

③生徒指導担当教員

- ア 定期的なアンケート調査（「心とからだの健康チェック」）を実施するとともに、必要に応じて臨時にアンケート調査を実施する。
- イ 保健室、スクールカウンセラーやさわやか相談員等による相談室の利用、及び電話相談窓口について児童生徒、保護者に周知する。
- ウ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の学区内巡回等において、生徒の様子について異常の有無を確認する。

④管理職

- ア 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- イ 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能するように努める。

6 いじめへの初期対応（第13条）

（いじめへの初期対応）

- 1 いじめを受けた子ども及びいじめを知らせた子どもの安全を確保するとともに、いじめを行なった子どもに適切な指導をすること
- 2 いじめに関して必要な情報を収集し、及び教育委員会に報告し、いじめを受けた子ども及びその保護者並びにいじめを行なった子ども及びその保護者に対し、それぞれの子どもが健全に成長することができるよう、必要な措置を講ずること
- 3 いじめを受けた子どもが安心して学習できるよう、必要な措置を講ずること

(1) 情報を集める

① 学級担任等、養護教諭

- (ア) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける)
- (イ) 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- (ウ) 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取りを行うなどいじめの正確な実態把握を行う。
- (エ) その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- (オ) いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

② 組織

- (ア) 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- (イ) その際、得られた情報は記録に残す。
- (ウ) 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

(2) 指導・支援体制を組む

① 組織

- (ア) 正確な実態把握に基づき、「組織」を生かし、指導・支援体制を組み、次の事項に取り組む。(学級担任等、養護教諭、生徒指導・教育相談担当教員、管理職などで役割を分担)
 - a いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
 - b 保護者への対応
 - c 教育委員会への報告
 - d 関係機関等との連携 等
- (イ) ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつ。
- (ウ) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、援助を求める。
- (エ) 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

(3) 生徒への指導・支援を行う

① いじめられた生徒への教員の対応

- (ア) いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え不安を取り除く。
- (イ) いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、小学校の担任等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- (ウ) いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

② いじめた生徒への教員の対応

- (ア) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ自らの行為の責任を自覚させる。
- (イ) 必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりするなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- (ウ) いじめた生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、警察署や児童相談所等とも連携して対応する。
- (エ) いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景を把握する。
- (オ) 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

③ 学級担任等の対応

- (ア) 学級等で話し合しを行い、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育てる。
- (イ) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- (ウ) はやしたてるなど同調していた児童生徒に対して、それらの行為はいじめと同じであることを理解させる。

④ 組織としての対応

- (ア) 状況に応じて、スクールカウンセラーや警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- (イ) いじめが解消したと思われる場合でも、卒業まで継続して十分な注意を払い、適宜必要な支援を行う。
- (ウ) 指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって適切に引き継ぎを行う。

(4) 保護者・地域の方と連携する

① 管理職・学級担任等

- (ア) 家庭訪問等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。なお、家庭訪問は、加害者及び被害者の両家庭に行い、学級担任を中心に複数の教職員で対応する。
- (イ) いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- (ウ) 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。
- (エ) いじめられる子、いじめた子と緊密に関わりのある保護者（例えば部活動などで関わりのある場合）や地域の方（例えばスポーツ少年団、子ども会及び民生児童委員などで関わりがある場合）と連携し、子どもの支援を行う。

7 インターネットを通じて行なわれるいじめへの対策（第11条）

(インターネットのいじめの対策)

- 1 市立学校は、子どもを対象とした情報を収集し、適切な措置を講じなければならない。
- 2 市立学校は、子ども及びその保護者に、情報モラルに関する教育の充実及び啓発の推進を図らなければならない。
- 3 市は、全項2項の対策を支援しなければならない。
- 4 保護者は、その保護する子どもに対し、インターネットの利用に関して、家庭での取決めを行う等の適切な措置を講ずるものとする。

方針

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。
- ・児童の生命、身体又は、財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察に通報する。
- ・学校は、情報モラル教育を行い、児童にネットいじめに対する知識を理解させる。

8 八潮市小中一貫教育でのいじめ防止等の取組（第12条）

(小中一貫教育におけるいじめへの対策)

市立学校は、小学校入学から中学校卒業までの期間において行う小中一貫教育を行なう上で、関係する市立学校間において効果的に情報を共有するなど、その特性を生かしたいじめの防止等に取り組まなければならない。

<方針>

八幡中学校ブロックで、次のことを行う。

○教職員間での情報の共有

定期的な職員の交流（授業公開、授業交流）や生徒指導加配教員の活用、情報の共有（合同研修会・個別支援ファイルの活用）を行なうことで、いじめの防止等に取り組む。

- ・授業公開（年1回）… はばたき2015
- ・授業交流（年3回）… ジョイント研修、ジョイント教室
- ・合同研修会（年1回）

○児童生徒の交流活動

児童生徒の交流（あいさつ運動、授業交流）等を行い、いじめのない明るく、楽しい学校生活を送れるようにする。

- ・あいさつ運動（学期1回）
- ・体育祭での交流リレー
- ・いじめ撲滅集会

9 重大事態（第15条）

（重大事態の対処）

- 1 市立学校は、校内対策委員会による調査を行なうとともに、当該重大事態が発生した旨を教育委員会を経由して、直ちに市長に報告すること。

（※次頁 フロー図参照）

（1）重大事態の定義

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（いじめ防止対策推進法第28条）

（2）重大事態への学校の取組方針

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会へ速やかに報告する。
- ② 当該事案について、校内いじめ対策委員会にて、調査を行なう。また、教育委員会のいじめ対策委員会と協力して調査も行なっていく。
- ③ 上記調査について、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

10 いじめ問題への組織的対応図

